

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

入善町長 笹島 春人

市町村名 (市町村コード)	入善町 (16342)
地域名 (地域内農業集落名)	入善地区 (神林・寺田町・田中・五十里・君島・青島・上田・東町 1 区・東町 2 区・西町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8 年 6 月 15 日 (第 3 回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では集積・集約化は進んでいるが、集落営農の構成員の高齢化や後継者不足、法人の従業員不足が課題となっているため、担い手の確保・育成に取り組みつつも、地域住民等を交え地域全体で農地を利用していけるような仕組みを整える必要がある。また、耕作面積が広い農家が離農する場合は全て同時に手放すのではなく、受け皿となる担い手に段階的に譲り渡す等配慮しなければ、担い手では受けきれない農地が発生する可能性がある。

【地域の基礎データ】

認定農業者 : 11人

主な作物 : 水稻・大豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者等の担い手が水稻・大豆等を中心とした作付けを行い、引き続き集約化に取り組んでいく。また、離農者の農地を地域で受けきれよう計画的に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	270.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	270.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

全ての農地を耕作することを基本とし、非農地、保全管理等の区分は行わない。

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りにおいて、段階的に農地中間管理機構を活用する方法に移行し、農業者の経営状況に応じて農地集積を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化等の基盤整備事業を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びＪＡと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内の農業者で農地を管理することを基本とし、委託することにより効率化が期待できる作業に関しては委託することを検討し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ②有機・減農薬・減肥料栽培農業については地域農業との調和を保ちながら進める。 ④米転作の多様化による柔軟な農地利用の取り組みとして、輸出米や備蓄用米等を進める。 ⑩地域計画内の農地を転用する際、転用農地やその周辺農地の関係者のみの協議で計画を変更することとする。 （大規模な転用の場合を除く）				